

## 女性の人身取引

### Bharati Pokharel さん (ネパール)

ネパールにおける女性の人権侵害のひとつに人身取引があります。取引業者は、農村部に住む若い女性や少女をその無知と無学をいいことにターゲットにします。司法長官室の2000～2001年の年次報告書によると、463件の人身取引違反の届出があり、そのうちの132件が有罪判決、95件が無罪判決、236件が未決になっています。

売買された女性や少女の大半は、性的搾取を受ける仕事を与えられます。借金が返せなくなった結果、同じように働かせられることもあります。ILO-IPECによる2001年の調査では、カトマンズの性労働者の30%が18才未満でした。悲しいことにネパールは、南アジアにおいて人身取引業者に女性を供給する主要国のひとつです。女性たちは、インドのムンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイといった大都市を経由して、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールなどの中東諸国や、香港、マレーシア等の東南アジアの中核国へ売買・移送されます。そうして最後には、隣国インドの売春宿でその人生を終えることになるのです。人身取引撲滅の活動をしているあるNGOによると、年間5,000～12,000人のネパール人女性や少女がインドに売られ、売春を強要されていると考えられています。これらは外国での良い仕事の話につられた人たちですが、無理やり連れ去られた人もあり、前述のNGOの報告では、約10%に当たると推計されています。

ネパールの多くの若者は、単純労働を求めてインドに移住しています。ネパール・インド国境にある町では国際結婚も多く見られ、人身取引業者に、いわゆる結婚の名のもとに売春目的で女性をインドに連れ込む絶好の機会を与えています。年間何百人もの少女や女性が、インドで売春をさせられた後で救出され、ネパールに連れ戻されています。戻ってきた者の半数がHIV陽性だとも言われています。

1991年のネパール王国憲法第20条1項で、何人も搾取されない権利が保証されており、人間の取引、奴隷、いかなる形態の強制労働も明確に禁じられています。この条項に抵触するいかなる行為も凶悪犯罪と見なされ、現行法で罰せられるとされています。1986年の人身取引防止法は立法化され、特別法として施行されました。この法では、場合によっては被告側に厳格な立証責任が規定されており、20年以下の懲役が課されます。

ネパールは数多くの国際協約の当事者国であり批准国でもあります。1979年の女子差別撤廃条約、1949年の人身取引撤廃条約、子どもの権利条約などがそうです。国際法律文書の当事者国として、ネパールはそれらの条約の目的にかなうのに必要な手段をとるべき国家としての義務があります。しかし、社会的・法律的障害が数多くそれをはばみ、訴えを起こし有罪判決が下ることはまれです。国境警備員がわいろを取って、人身取引業者が少

女たちを近隣のインドの都市に連れ出すのを見過ごすなどは、ごく普通に行なわれています。

女性・子供・社会福祉省（MOWCSW）が人身取引に対する刑罰を強化する立法を導入しました。MOWCSW にはまた、人身取引防止の取組みを行なう文書・情報センターがあり、国家対策委員会も設置されています。対策委員会は、警察官訓練プログラムを組んだり、地元の NGO と密接に連携して、人身取引被害者の社会復帰、支援活動を行っています。

ソーシャル・ワーカーのジャマイカ博士は、テレグラフ誌でのインタビューで次のように語っています。「経済活動の混乱、経済支援基盤の破壊により、また、武力紛争により、女性は人身取引の危険にさらされ、さらなる大きな危険である、殺されないためせざるを得ない性行為や、物と引き換えに性を売らざるを得ない状況が起きます。その結果、多くの女性が HIV に感染することになります。腐敗した指導者と政治的意志の欠如が合わさって、人身取引業者を無罪放免にし、犠牲者達の苦痛を悪化させています。その上女性は、はびこる暴力と差別にも直面します。紛争状況の中では、レイプも女性に対する性的暴力も、あまりに普通に行なわれるのです。」

米務省 2005 年人身取引報告書には、「ネパール政府は人身取引撲滅のための最低基準は完全に満たしている。しかし、毛沢東主義者が国の広範にわたって起こしている反政府運動のために政情が不安定で、治安にも問題があるため、この国の人身取引防止活動が阻害されている。」とあります。